【公開用】

【足立区地域自立支援協議会専門部会】会議概要

	【足並囚地域日並久援励職公寺门即公】 云戰帆安
会 議 名	令和4年度 足立区地域自立支援協議会第1回相談支援部会
事務局	福祉部 障がい福祉センター、障がい福祉課
開催年月日	令和4年7月6日(水)
開催時間	午後2時00分~午後4時00分
開催場所	障がい福祉センター 5階ホール
出席者	別紙のとおり
欠 席 者	谷内委員
会議次第	1 開会 (1)障がい福祉センター所長挨拶 (2)委員紹介
	2 議事 (1) 部会長挨拶 (2) 令和4年度活動計画について (3) 相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題について
	3 事務連絡(1) 今後の予定(2) その他
資料	配布資料 【資料1】次第 【資料2】席次 【資料3】令和4年度 相談支援部会名簿 【資料4】令和4年度 相談支援部会活動計画 【資料5】足立区の地域課題 【資料6】重層的支援体制整備事業と地域循環共生圏に関する施策との連携について 【資料7】自立支援協議会の目的・機能 【資料8】足立区地域自立支援協議会活動報告書(令和2~3年度) 【資料9】令和3年度第3回相談支援部会議事録

様式第2号(第3条関係)

(協議経過)

1 事務連絡・開会・委員等紹介

○佐々木事務局員

定刻になりましたので、ただ今より令和 4年度第1回相談支援部会を開会します。 今年度は新たなメンバーでスタートします。 まず始めに、資料の確認をします。

~配布資料読み上げ~

それでは、開会にあたり、当センター所長 より挨拶いたします。

○髙橋委員

皆さんこんにちは。障がい福祉センターの高橋でございます。本日は令和4年度足立区地域自立支援協議会第1回相談支援部会にご参加いただきありがとうございます。今年は6月末から記録的な暑さが続きました。ここにきてまた、新型コロナウイルスの感染も拡大する傾向も見せています。引き続き、感染症対策を万全にしていきたいと思いますので皆様にもご協力をお願いできればと思います。

さて、足立区地域自立支援協議会ですが 2年を1期としてまわしており、今年度は 新たな期の1年目となります。前期の令和 2年度・3年度は水害時の備えという共通 課題についてご議論いただきましたが、令 和4年・5年の今期は、共通課題なしでスタートするということで、それは逆に言えば、 ここ相談支援部会では、相談支援に特化した内容について協議できるという事でもあります。本日のテーマも、相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題ということですので、皆様の活発な意見交換、協議の場にしていただきたいと思います。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木事務局員

続きまして、委員の紹介になります。今期 第1回目ですので、本来は委嘱状交付になりますが、進行の都合上、委嘱状を皆様の席上に配布させていただきましたので、ご確認ください。それでは相談支援部会の森部会長から順に自己紹介をお願いいたします。 ~各自自己紹介(委員・オブザーバー・事務局)~

○佐々木事務局員

会場が暑いですが適宜空調を調整して進めていきます。コロナ感染者が増えていることもありますので、会議の時間についても、最長で4時には終了できるよう進めていければと思います。それでは議事に入ります。ここからは森部会長に議事の進行をお願いします。

2 議事

○森部会長

それでは改めましてよろしくお願いいたします。今日は、みなさんの知恵を借りながら進めていきます。まずは令和4年度の相談支援部会の計画書を見てください。先ほどセンター所長からも今期は共通テーマがないとのお話がありましたけれども、相談支援に特化した内容をということで、地域課題についてしっかり考えていこうと思っています。部会としては、障がい児・者が地域で安心・安全な生活を送るために必要な、相談支援に関する諸課題を検討・整理し相談支援体制をより充実させるとともにその仕組みづくり等について検討することを目的として挙げています。

今年度の重点課題ですけれども、(1)相談支援の視点から足立区の地域の強みと課

題を抽出する。そして(2)ですけれども、 抽出した課題に対して相談支援体制や機能 充実のために、各種団体との連携のあり方 を協議する。ということで、相談員としての 立場で皆さん参加していただいていますけ れども、その立ち位置というのがかなり違 いますので、それぞれの立ち位置から見え るそれぞれのものを再確認できたら良いと 思っています。それから(3)相談支援従事 者、私たち相談支援事業所に従事している 職員、たぶん今日傍聴されている皆さんは 相談支援従事者の現任研修に参加されてい る方ばかりですので、この方たちの資質の 向上にどう取り組んでいくかというところ も話の中に入れ込んでいけたらと思ってい ます。

今年度の専門部会ですけれども、本日第 1回目を開催させていただいています。2 月までで全4回を予定させていただいてい ます。必要に応じて内容をもんでいくとか、 メールとかも利用させていただきながら課 題について取り組んでいけたらと思ってい ますので改めて今年1年よろしくお願いし ます。

本日配布の令和2年度から3年度の活動 報告書は、各自目を通していただければと 思います。

今日の本題ですが、相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題についてというところで、出欠のご連絡をいただいた際に皆さんから事前にアンケートを集めさせていただいたところです。ホワイトボードに貼り出し、提示した内容は、お手元の足立区の地域課題についてという資料にまとめさせていただいたものになります。時間内にすべての項目は伺えませんので、ピック

アップして内容の確認をしていきながらコメントを頂けたらと思います。 板書の手伝いを青木委員にお願いしています。必要があれば追加で出された項目についても加えていきたいと思います。

○森部会長

それでは項目の内容として一番多いものとして、「相談支援事業所及びサービス利用に関する課題」が、ホワイトボード2枚分として挙がってきておりますのでこちらの内容から発言いただけたらと思います。区の規模に対して特定相談支援事業所、相談支援専門員が少ない等の課題について、コメントを書いていただいた方からご発言をいただきます。

○小杉委員

足立区は、相談支援事業所や相談支援専門員の数が足りていないという印象を持っています。足立区の強みとしては社会資源がたくさんあることだと思うけれども、でい福祉計画をみても、計画に到達していないをいるがは計画に到達していないを引きがあります。新規の相談の部分は計画に到達していな頼を受けても簡単に受けられますと言える状況にはなく、これはおそらくどの事業所も同じてはないかと思っています。この辺のところが自分自身仕事をしています。この辺のところが自分自身仕事をしています。相談支援専門員のマンパワーが足りていないことを痛感しております。

○森部会長

他の方でこの内容のコメントを書いた委 員はいらっしゃいますか。

○佐々木事務局員

事務局であるあしすとも特定相談事業所 を運営しております。今回該当部署からの 委員はいなのですが、課題を挙げて欲しい と依頼したところ出てきたものがあります のでお話しさせていただきます。先ほども 小杉委員から話があったところですが、足 立区は相談支援事業所の数が少なく、障害 福祉サービスを利用されている方に比べて、 相談支援専門員の人数が少ない状況である ため、計画相談の作成が全員に行きわたっ ているわけではないというのが非常に大き な課題になっています。現在、休止中も含め て、計画相談の事業所は、32事業所ありま すけれども、足立区第6期障がい福祉計画 のほうでは、令和5年度末までに、50事業 所に増やすことを目標として計画を立てて います。今ある相談支援事業所が足立区に おいてしっかりと相談支援ができる体制を 作りながら、新たな事業所を迎えられるよ うに取り組む必要があるのではないかとい うことで課題として挙げました。

○森部会長

休所中のところもあるとのことですが、 稼働しているのは何事業所でしょうか。

○佐々木事務局員

休所は2事業所です。稼働しているのは 30事業所になります。

○青木委員

相談支援専門員、計画相談の不足は、ずっと感じていた課題です。ただ、反対に考えてみると、相談支援専門員がいなくても、相談支援事業所が足りなくても、支給決定が比較的できているという足立区の特徴があります。それが良いかどうかは別として、肌感覚では、援護係のワーカーがユーザーの方

に親身になって対応しており、ケースワークをしていただいた結果、相談支援専門員がいなくても、一見困らない形になっていると思います。丁度、現任研修のファシリをやったばかりでリフレーミングをするというのが習慣になっています。相談支援事業所側は相談支援専門員が足りていないことを課題と思っているが、当事者、ご家族の方はどう感じているのかを伺いたいです。

○森部会長

親の会や父母の会の方も相談員としての 立ち位置で参加いただいているのですが、 当事者・ご家族の立場から、ご意見をいただ いてもよろしいですか。

○山田委員

親の会の活動では、比較的若い方の親御さんの連絡は受けにくい状況です。現在、やりとりしている会員さんの多くは、すでに通所や入所され、その利用を通じて、相談支援事業所の関わりがある方です。計画相談が始まったときに契約の仕方などがわからないという方が多く、また、家庭訪問を嫌う傾向があったと思います。それでもようやく相談員の家庭訪問にも慣れてきて、定着していると感じられます。

課題としては、計画に沿って行動することが苦手なご家族が多いことを感じています。サービスの利用について、半年、1年と先のばしにしてしまいます。役員としては、こうした踏み出せない親御さんがサービスを使っていけるように、お節介な寄り添い支援をしていきたいと思っています。多くの方が利用できている状況から、それほど今以上に相談支援が必要とは感じていません。

○関口委員

相談支援を受けるとか受けないとかという前に、学校で卒業後の困りごとにどのようなものがあるのかを案内できると良いと思います。こどもたちは公立学校なり特別支援学校なりに通っていますが、卒業時に親や本人に相談の仕方を提供してもらうだけでも違ってくると思います。会に所属していると卒業後の情報が入るが、学齢期等の会員は少なくなっており、卒業する世代の親は一匹オオカミ的な部分もあります。学校の出口のところでガイド的なもので示されればよいと思います。

○青木委員

小さい頃からの切れ目のない寄り添い支援のあり方が大切であることを再認しました。また、相談支援としては、受給者証の支給決定だけでなく、長い目で関わってお付き合いできる相談支援事業所が必要だと改めて感じました。

○片桐委員

精神の方は、当家族会の会員さんの状況 としては、作業所の職員が身近な存在で、何 事も作業所の職員さんにおまかせしている という印象があります。一方、まだ、福祉サ ービスにつながらず、当事者を抱えて、体力 的、経済的に疲弊している家庭もあり、特 に、高齢の親の負担は大きいと思います。

先日、テレビで精神疾患は思春期の発症が多いことから、高校の保健体育の授業で、病気の学習が必修となったことを知り、早期発見、早期支援につながることと期待しています。

○森部会長

傍聴席には実際に作業所職員がいらっし ゃると思うので、お話しを伺いたいところ ですが、時間がないのでまた折があったら 聞かせて頂きたいと思います。相談支援事 業所の課題は大きいところですが、今年ど の辺から取り組むかを検討したいため、別 の課題の検討に移りたいと思います。相談 支援事業に関わる部分で行くと、衛生部・福 祉部の手続きや給付の差が大きいなどが出 されていますのでこのあたりに触れていき ます。実際にどのくらい何がどんな風に違 うのかを整理したいと思います。

○田口オブザーバ

障がいの重複により、手続きや窓口が違うことが良く言われます。区としては、窓口が福祉部と衛生部で違うというところはありますが、身体・知的の方は障がい援護係の職員がマネジメントして支給決定をします。衛生部の方で言うと保健師が、申請を受付して支給決定するというところでは、窓口は違いますが、流れは同じであると思います。給付の差というのは、量なのか何なのかを聞かせて頂けますか。

○森部会長

知的と精神、身体と精神の重複の場合は、 そもそものすみわけはどうなっているのか がわからないのです。どっちの窓口にいく のが正解か、どちらが優先されるのかが知 りたいのですが。

○田口オブザーバ

例えば、知的の方が後々精神疾患を発症 してしまってということがあった場合は、 援護係の方で既にいろいろなサービスの手 続きがスタートしていれば援護係が継続し て支援していきます。

○森部会長

知的障がいがあっても、サービスを使っていない状態から精神疾患を発症したら、 衛生部に相談してもよいのでしょうか。

○田口オブザーバ

その場合は、どちらがその人のことを良く知っているかという視点で援護係と衛生部で協議をして決めていきます。サービスの手続きを先に始めた方がずっと支援していくという原則はあります。

○森部会長

そうしますと、その都度内部で協議いただいてどちらで担当するかが決まってくるという理解で大丈夫でしょうか。例えばその時に精神科の要素が強く出ていれば衛生部にということもあるのでしょうか。

○田口オブザーバ

精神疾患の方でサービスが必要になるのであれば、保健センターの保健師が対応ということもあります。

○森部会長

サービスの支給量について、移動支援や 短期入所の支給決定の仕組みが違うのでは ないかということをよく聞きます。衛生部 で支給されないサービスというのはあるの でしょうか。知的の方が良く使うものに短 期入所がありますが、精神の方は緊急時に は病院に入院する気がしていて、そうする と、精神の方は短期入所を使わないのかな という気がするのですが。

○小杉委員

精神の方にも短期入所の支給決定はして もらえます。ただ、足立区の中に利用できる 施設が非常に限られていて、予約を取るの も非常に難しかったりするので、使いたい と思っていても流れていかないというのが 現場レベルの感覚です。

大きな流れは、福祉部・衛生部も一緒で す。特に精神に関する足立区の強みとして は、必ず地区担当の保健師がついていてく れて、地区担当の保健師と相談支援専門員 が色々と細かいところから相談して、一緒 に家庭訪問をしてサービスの支給量等を打 ち合わせたうえで申請しているという兼ね 合いで、短期入所の必要性があるかもしれ ないけれども、今は使えるところがないの で今回は載せないでおこうというパターン の方が多いような印象です。必ずしも短期 入所の決定外という訳ではないと思います。 私の知る範囲では短期入所は、区内に1か 所しかなく、予約も2か月前で、チケットサ ービスの予約のような状況です。リピータ 一の利用も多く、新規でその中をかいくぐ って利用し始めるのは難しいです。相談支 援というよりは利用施設が不足していると いうふうに感じているところです。

○森部会長

単に支給決定がないのではなく、支給決 定しても使えるところがないので事前協議 の中で調整されているということでしょう か。

○小杉委員

精神の支援者の間でも意見が割れています。何かあったら病院に入院しようという考え方も根強く残っています。本来であれば入院しなくても短期入所を利用してご家族と距離を取ることで本人らしく地域で生活ができるのではないかという事例も少なからずあると思うのですが、現実的には社会サービスが整っていないために病院に頼

らざるを得ない状況になっているのが現状だと思います。

親子関係の中で親は距離を取りたいけれども、ご本人が離れることを求めていない事例というのがここ最近多くて、果たして本当に精神科の入院につなげた方が良いのかを本当に悩みながら支援しています。

○田口オブザーバ

少し修正させていただきます。確かに現在は短期入所の受け入れ先は1つしかないのが現状ですが、使えないからとって支給決定しないわけではなく、ご本人が希望されれば支給決定をしています。中にはお守り的に受給者証を持っていたいという方もいらっしゃるので、そのような方には支給決定をしています。

○森部会長

知的の方でも通所等サービスを何も使っていなくても、会いに来て欲しいので短期 入所の支給決定は残しておきたい、というケースがあります。そういう意味では同じということですよね。

次に、精神の方の移動支援の支給決定に ついて伺いたいのですが。

○小杉委員

決定の判断の部分にもなると思うのですが、精神障がいの方が福祉サービスを使うときに、本人が自立に向けてサービスを使うというのが基本的な考え方になっています。例えば余暇に移動支援を利用したいというときに本当の意味で本人の自立に向けてのサービスになるのかどうかが判断基準になっているのかなと感じています。そうした時にそのような方はあまり多くないという気がしています。

○森部会長

実際に支給決定され利用されている方は いらっしゃるのでしょうか。

○小杉委員

あまりいないと思います。自分の事業所 を利用されている方の中には移動支援の決 定を受けている人はいないです。

○森部会長

自立に向けてというところは確たる線引 きというのはあるのでしょうか。

○田口オブザーバ

支給決定の数は少ないと思います。先ほど小杉委員から話のあった移動支援が必要な方はどういう人なのかという点においては、身体の方、知的の方等の障がいの特性によって違うのかなと思います。精神の方には原則、一人での行動がしづらい高次脳機能障がい者で「ピアさくら」に通所する際に支給決定していますが、それ以外に必要な場合は会議にかける必要があります。

○森部会長

次に、ホワイトボードにある、支援量=利用量とはならず本来の相談支援のあり方とずれているという課題について補足いただけますでしょうか。

○佐々木事務局員

相談支援は本人が望む生活を基本に支援をします。その際に本当に必要なサービスの量を探っていき、必要量が決まってくるわけですが、決定された必要量が本人のところに届かない現状があるという思いから挙げられた課題です。

○森部会長

事業所不足等から、支給決定されてもそ の分の支援が担保できないということです ね。そのような意味ではホワイトボードに ある身体の方に合う施設が少ない、車椅子 を利用している方の通所先が少ないという 課題もその一つでしょうか。

○中出委員

サービスの決定がされていてもヘルパー 不足等によってなかなかサービスに繋がら ないというケースは多いです。ご本人が希 望する支給量を計画に反映させるけれども、 現状使えているサービス量との差異が10 時間単位で違います。この差について支給 決定する援護係からは、実績として挙がっ ていないけれども普遍的に必要ですかとか 具体的にどんな部分で必要ですかなどの確 認が入ってきます。支援の必要量を確保す ることはなかなか難しいと感じています。

○森部会長

この辺は身体だけではなくて、他の障がいでも同じようなところはあると思います。 ○青木委員

お子さんのことについても類似の課題が あります。医療的ケア児について、区立の保 育園等は、看護師の配置で受け入れが整っ てきました。指定された保育園ということ にはなりますが、家族の送迎・協力も必要と しつつもその対応が整備されてきました。 その後、就学すると、学校は行けるのです が、放課後の時間の過ごしの場である放課 後等デイサービスの利用先探しに非常に苦 労されていて、支給決定されていても、医療 的ケア児の受け入れが難しいという課題が あります。医療的ケアがあるということだ けで、単に肢体不自由があるということだ けではなく、動くことができる胃ろうや気 管切開のあるお子さんも、夕方以後や長期 休暇に過ごしの場がないという現状があり ます。

○森部会長

本当に事業所がないのかそれとも情報が 行きわたっていないのか、その他の集まり の中に、社会資源は豊富だけれども情報発 信が不十分なのではとの意見も出ています のでこのあたりについて意見交換していき たいと思います。

それでは、視覚障がいの方の町会への参加 や情報発信のことを挙げている小田部委員 にご発言お願いします。

○小田部委員

民生・児童委員として関わっている方は、 足が不自由な人、精神疾患、視覚障がいの方 等です。なかでも困るのは、情報が得られな いという状況にある視覚障がいの方です。 誰に相談したらよいかわからない、どのサ ービスを利用して良いのかわからないとい うことをよく言われています。もっと地域 を利用するとか、地域の人たちをより身近 に感じてもらえると良いと思っています。 今はなかなか町会に入る人が少ないです。 町会に入らないマンションは多いため、そ ういうところには情報が入らない状況です。 民生委員としては町会に入っていないマン ションにも出向き、例えば、熱中症の注意喚 起など、民生委員として得た情報を知らせ るように貼らせてもらっています。

○森部会長

マンションは町会に入らないものなのでしょうか。

○小田部委員

自分の担当地域にある3つのマンションのうち、1つは入っていて、2つは入っていないです。マンションには中に人が入れない状態になっているので情報を得ることは難しいです。町会に入っていないマンショ

ンの住人は何かあっても誰に相談すればよ いのかわからない人がすごく多いですので、 何か対策が必要だと思っています。

○森部会長

情報を得る場所が少ないということです ね。親の会について、若い層とのつながりが あまりないとの話がありますがいかがでし ょうか。

○山田委員

若い方の会員が少なくなり、つながりが減っています。色々な情報が自分でとれるようになったことから会費を支払って活動をすることまでは思っていません。知的障がいの場合は、自らの力で、家族・保護者に情報を届け、説明することは難しいため、家族支援はやっていかないといけないと感じています。役所から来るお手紙、通所先から来たお手紙を見るだけで理解することが難しいご家族もいるため、おせっかいなかかわりは必要です。

親の会で、マイナンバーカードの申請の お手伝いも行いました。写真も取れず、本人 が動いてうまく写真撮れなかったりするこ ともあったため、親の会でセッティングし てやりました。いろんな手続きが複雑にな っており、手伝いが必要です。新しい情報は 入りづらいです。

○関口委員

親の会も父母の会も60周年をこえました。作ったときの親も本人も高齢になりました。区に対して毎年、予算要望を行っており、グループホームの不足、相談支援事業も十分でないことを訴えていますが、何年も実現することがありません。活動しても困っている人の生活を変えることができず、苦々しい思いをしています。

会としては、親は自分の健康が一番ということを伝えています。親に何かあっても、本人からSOSが出せないと即アウトという状況です。レスパイトも足りない、高齢親子の現状は深刻です。

15~20年程前に国等が補助金を出してヘルパーの資格を取得する取組がありました。その頃に受けた人はヘルパーステーション等に登録し、ヘルパーに従事しています。そろそろ区が補助をするなどの後押しをしないと、ヘルパーは、安かろう・悪かろうで、ヘルパーが少ない、サービスが足りないという状況が変わりません。相談員として、一生懸命お話ししてもつなげるところがありません。

○森部会長

足立区の強みとしては資源が充実しているということが挙げられていますけれども、それでもまだまだ全然足りていないということですね。先ほどの精神の短期入所がないというところから始まって、行動援護、移動支援の事業所がないとか、どんなに支給決定が出てもやってくれる事業所がないから相談をされてもご案内する窓口がないということですよね。小田部委員の対応されている方は中途障がいが多いのでしょうか。〇小田部委員

中途障がいのため繋がりがない方たちです。

○森部会長

中途障がいの方の相談先について、あしすとでの対応はどうでしょうか。

○佐々木事務局員

中途障がいにより困っていることや、今 後の生活等に何を求められるのか等、お話 しを伺いながら整理して本人の希望に基づ いた課題解決にむけての支援を行っています。例えば、社会リハビリテーション室では、中途障がいを対象とした、自立訓練事業を実施しています。身体障がい者や高次脳機能障がい者の方々が、社会生活力を高め、自分にあった社会参加を実現できるように訓練していく場として、身体的な機能維持を目的とする機能訓練や生活能力の維持向上を目的とする生活訓練があり、通所サービスによって決まった期間の中で、社会復帰に向けた取り組みを実践しています。

○森部会長

そういう情報すらないということですよね。使えるもののすべてを今利用できているのかというと、そういうことでもないですよね。事例として、仕事をされている知的障がいの方で、緘黙でお話ししない方がいらっしゃるのですが、この方が緑内障となり目が見えなくなってしまいました。今まではラインやメールでやりとりができていたのですが、それも難しくなりました。グループホームで生活をされているのですが、生活環境面では段差等もわからず、ホームのスタッフも支援に悩み、この先の生活の見通しが立たないでいます。

やはり相談の窓口はどこなのだろうかと 思うことがあります。そういう交通整理的 なものが例えば基幹相談でやっていただけ るとかチームを作って繋がり先を見つける などの仕組みが今のところはないように思 います。

○佐々木事務局員

あしすとの自立生活支援室では、すぐに サービスに繋がらない方の相談もお受けし ています。広く一般的な相談、よろず相談的 な感じですね。 つなぎ先がなければ難しい のは同じですが、すぐの解決は難しいこと などにも相談に応じられるよう、相談支援 体制を整えています。

○森部会長

もう一つ二つ触れていきたいと思います。 地域生活支援拠点等に括られた課題、「介護 保険への移行」、「緊急の受け入れの支援体 制」、「親なき後の地域で安心して暮らせる 体制」などが気になるところです。このあた りを挙げられた委員からのコメントをいた だきたいと思います。

○片桐委員

家族会では、親が高齢になって、今話題の8050問題の年齢に差しかかっている年代が多いです。親が亡くなったり、親の介護をしている当事者もいますので、そういったところの支援体制ができたら嬉しいと思います。親亡き後の暮らしをどうしていけばよいのかなかなか答えが見つからないです。

○森部会長

障がい当事者が介護の担い手となっているケースは多いのでしょうか?

○片桐委員

数例あると聞いています。

○森部会長

その辺を相談でサポートに関わっている 事例はあるのでしょうか。

○小杉委員

自分のケースでは、高齢の親がいる、統合 失調症の成人の方がいます。この方は完全 に親に依存した生活をしており、親が気持 ち的にもまいってしまっている事例です。 親が距離を取りたいというときに、親がど こかへぱっと出て行くことができないケー スは比較的多いです。本人も自立に向けて 一歩踏み出す勇気がなかなか持てなかったり、今の生活を変えたくないという気持ちがある中で、ご本人の気持ちに寄り添いつつ、ご家族支援も念頭に、自立に向けての後押しをどうしていこうかというところをいつも考えながら支援をしています。危機的な場面も少なからず出てくることもあるため、どうしても精神科に入院せざるを得ない場面があるのも現状です。それが本当に適切なのかどうか、日々悩みながら支援しています。

○中出委員

身体の方も同じですね。ご本人の高齢化、 親御さんの高齢化が一番ご本人に影響が出ると感じています。例えば、母子 2 人世帯 の場合、親子間の関係性が強すぎて、親の介 護の考え方を第三者に引き継げなかったり、 サービス利用に繋がりにくいケースがあります。このようなケースではある日突然通 所されなくなって、家に伺ったら、親御さんが亡くなられていたり、倒れていたという事例が年に数件はあります。サービス利用の啓発には努めているところではあるのですが、どのタイミングでどこまで強くサービス利用を進めていくか等について普段悩みながら支援しているところです。

○森部会長

「地域生活支援拠点等」、「にも包括」の 取組についてお話をいただけますか。

○佐々木事務局員

地域生活支援拠点等では、住み慣れた地域で暮らし続けるためにということで、親亡き後の体制の整備を検討しています。いくつかある機能のうち、中でも最優先事項として取り組んでいるのが緊急時の受け入れ・対応の体制づくりです。普段サービスに

つながっている方は、どういう形で、障がい サービスでの支えを親から繋いでいけるか を整え、また、サービスを使っていない方に ついても、どのように把握をしていけるか について、その仕組みを考えています。行政 だけではなく、相談・入所等、地域生活支援 拠点等に登録している事業所との協議の場 として担当者会を設け、それぞれの立ち位 置からのご意見をいただきながら緊急時の 対応等についての検討を進めています。

○田口オブザーバ

「にも包括」は「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の略です。「地域包括ケアシステム」は、高齢者の支援として、先に制度の構築が進んできているのですが、今後、障がい「にも」も、特に精神障がい「にも」対応するための地域包括ケアを考えていくため、「にも包括」と呼ばれています。高齢者・障がい者が、地域で生活するには、地域に様々な機能が必要になることから、精神医療部会の中で「にも包括」の構築を検討する場として昨年度から別途検討チームを設けました。現在、地域課題について洗い出し、検討をしています。

○森部会長

「地域生活支援拠点等」と「にも包括」の 取組は一緒になることはないのでしょうか。 ○佐々木事務局員

共通して取り組めるところもあるのは確かですので、情報の共有をしていくことはしっかりやっていきたいですし、共通して取り組めることは一緒にやっていける体制ができると良いと思います。

○森部会長

特に、発達障がいの方は、窓口が違うというだけでものすごく不便さがあります。 最

近、親が発達・精神で、お子さんが知的というパターンがすごく増えてきています。相談する先も、福祉部、衛生部、げんきと関わる機関が多くなります。相談員は家族に共通して関わっていても、行政の窓口は、複数で、カンファレンスの出席者も大変多くなります。年間5ケースずつ増えている状況もありますので、せめて窓口だけでも一本になれば良いのにという個人的な思いはあります。

次に、「介護保険への移行」についてのコメントをお願いします。

○山田委員

障がいから介護サービスへの移行について、認知的な症状が出るなどした場合、介護保険への移行もあることは親も理解はしています。ただ、65歳になって、ケアマネがついたときに、これまでの生活について、これまでの生き方、サービスの利用の仕方、好みなど、知的障がいの方は、自分で言えないし、そのときに親も高齢になってしまっているとちゃんと伝えられません。そのあたりのところが親の会としてはとても不安です。

○中出委員

私の方では当事者の高齢化等ということで挙げさせていただきました。障がいと介護保険の連携や移行の際に課題となるのが、区分の3のケースです。高齢等でご家族の負担が増し、施設利用を考えても、区分3だと障がいの施設入所支援は難しいです。障害支援区分を取り直すのか、介護保険の認定を受けて、高齢の介護施設を目指すのか悩みます。また、介護保険に切り替えたところで、障がいに特化したケアマネジャーのいる高齢者施設は少ないので、障がい特性

上高齢サービスに合わない方もいらっしゃいます。また、てんかん薬など飲んでいる薬の種類によっては老健で受けてもらえないなどの現状もあります。このあたりのところがもう少しスムーズにいくと、ご本人が生活しやすくなると日々支援に関わりながら感じています。

○森部会長

どのタイミングなのかも含め介護保険への移行は本当に難しいですよね。私の事業所にも介護保険への移行者が何人かいらっしゃいますが、足立区は、計画相談と介護保険のダブルケアマネを1~2年、ケースによっては3年も認めてくれています。ヘルパー派遣は介護保険、日中活動は障害福祉サービスとして、少しずつ介護保険に移行できるよう、つなげていける仕組みとして、足立区はうまくやれているとの実感があります。

課題としては、障がいと介護保険のサービスを併給した時、介護保険には1割負担があり、この点について、利用者さんからの理解が得にくいとことが挙げられます。

残り時間も30分程となりましたので、 まとめに入っていきたいと思います。まだ 話題になっていない課題はどの辺りでしょ うか。

○青木委員

「住所で支援が制限される」、「多職種連携」、「医療、未治療、当事者の受診拒否」、「障がい種別、援護と生保等の複数窓口の連携」等の課題がまだ触れられていません。 〇森部会長

この辺を書いていただいた方からの発言 をお願いします。

○片桐委員

服薬中断の事例についてです。病院に行かなくなってしまったりとか、お薬を飲まない方が、若い人に多くいらっしゃいます。 そのような方への支援の充実が必要です。 アウトリーチもあるとは思いますがどのような状況なのでしょうか。

○小杉委員

精神疾患のある方の病気の症状の一つとして、自分が病気ではないという感覚のある方や、精神疾患であることを受容できないということがあります。また、服薬の効果はすぐに現れるわけではなく、効果が出るまでに2~3週間かかったりするのと同時に、薬を一日抜いても平気だったりするを、薬を飲まなるケースも少なからずあります。そのうち悪化してどうしようもなくなる状況になるため、未然でしようもなくなる状況になるため、未然でしようもなくなる状況になるため、未然ではずらよう訪問したいのですが、来ないた方ができません。そうい方場合は、都のアウトリーチや区の保健師に相談して対応しています。病院や薬は嫌だけど「隣から嫌がらせを受けている」、

「眠れていない」など、困りごとに寄り添いながら、病院に受診ができなければ訪問診療やこちらが出て行くアプローチについて悩みながらやっています。

病院の立場からすると来てくれれば診れるけれども来ていただけないとどうにも対応ができないというのが現状だと思っています。病院も待っているだけではなく、必要なところには出向いて行く場面をもっと増やさないといけないとは思っています。

○片桐委員

身体には障がいはないのだけれど、ひど い時には混んだ電車に乗れないなど精神特 有の症状が顕著に現れます。タクシーであれば病院に行けるというケースもあるため、 交通の支援もあるとよいです。このような 通院時の移動に関する支援もあるとありが たいです。

○青木委員

障害福祉サービスのすきまの支援の担い 手についてという課題を書いた方がいます。 もしかすると今のお話は、障害福祉サービ スにはつながっていない受診をし始めた人 であったり、障害福祉サービスの支援を使 うことは確定していないけれど、情報を持 っている人や情報があるところに行きやす い仕組みがあると良いと捉えると、それを 含めた多職種連携になるのでしょうかね。 例えば病院の受診のついでに身の回りのこ と、生活相談をする窓口はありますか。

○小杉委員

入院中の方は医師、看護師、作業療法士などリハビリの職員や心理職によるカウンセリングの実施など、多職種連携できる強みがあります。退院支援においても複数の専門職が支援して地域の方々と連携できるというという反面、外来に移行してしまうと、現実としては月1回、短い時間の中で診療が終わってしまい、生活相談や困りごとの相談にはなかなかのれないというのがこれまでの現状でした。

国の動きとして、令和4年に診療報酬の 改定があり、外来でも多職種連携により生 活支援に目を向ける取り組みができるよう に整備されました。病院としては、外来の場 面でも多職種連携を推進していこうという 方針で動き出し始めた状況です。 精神疾患は思春期の発生、早期発見・早期 対応をとあるがこれに関してはどうでしょ うか。

○森部会長

知的の方でサービスを受けていない方の 相談はあしすとで受けられるとのことでし たが、思春期に精神疾患を発症する方たち の相談もあしすとで受けられるのでしょう か。

○佐々木事務局員

あしすとでは精神疾患をキーワードにした相談は難しいです。保健師等の専門職の配置がないのがその理由になります。発達障がいの方についてはあしすとで相談に応じられます。また、あしすとでは18歳以上の障がいのある方を相談対象としていますので、思春期の相談となるともう少し若い年齢からとなると思います。そうすると、げんきか保健センターになりますでしょうか。〇田口オブザーバ

思春期の時期に関して言えば各保健センターの方で地域の小中高の先生方と事例検 討や勉強会をして、思春期特有の問題について一緒に知識を深めたりする思春期ネットワーク連絡会をやっていますので、早期 発見・早期支援の取組として実施しています。

もう一つ、区民からの相談ということでは、7月1日から区も、千住のSODAというところに若年・思春期等のメンタルヘルス等の相談を委託しました。東京足立病院のスタッフ、医師、精神保健福祉士等の多職種でいろいろな相談に乗れる体制となっています。

○青木委員

うめだあけぼのでは、卒園した方が成人 になっても、ご家族からうちの子どもにつ いてということでの相談は受け続けていま す。ワンストップで診断までいく相談では ないけれどもひとまずお話を伺って適切な ところにつなげていくような相談の提供体 制を取りたいと思っています。

○森部会長

残り10分程度になりましたのでまとめ に入りますが、今日皆さんから事前にアン ケートをいただいた中で、実は知らないだ けで社会資源は沢山あって、繋がれていな いからうまく活用ができていないというこ とが改めて分かったような気がします。知 ったらうまく使えることがもっとたくさん あって、その情報をうまくつかえる仕組と いうのを作っていく必要があるというのを 改めて思いました。できたらこの一年間、強 みとしてある資源をどのように活用してい くのかとか、資源はあるけれどもうまく使 えていないことなどを含め実際に足りない 資源もたくさんあるので、どの辺が課題に なっていくのかというのを考えて行けたら 良いと思いました。最後に皆さんがここを 深めていきたいと感じていることを聞かせ て頂いて宜しいでしょうか。

○中出委員

資源を知る、資源を活用するというところに取り組んでいきたいと思います。

また、個人的には、短期入所が少ない、体験の場が少ないなど、少ないと言われている部分に着目してどのくらい広げていけるかというところも行政と調整しながら取り組んでいけると良いと思います。

○関口委員

相談支援事業所があるということをアピールすること。このような相談をお受けしていますよという宣伝など、目に触れるような取り組みをしていければと思います。

○山田委員

事例を出しながらもっとこうなったらよいのになぁなどが語れると、もっとよくなると思います。親の会としてはつなぐ役として、おせっかいをやきながら満足度を確認していきたいと思います。

○片桐委員

今日はいろいろな話題を勉強させてもらいました。精神も他の障がいと一緒に理解 を深めていけたらと思います。

○小田部委員

こういう話し合いができたことが、本当に素晴らしいと思いました。もっと勉強して地域の人に活かしていきたいと思いました。人助けができる民生委員になれるとよいと思いました。

○小杉委員

課題をみてみると、単純というよりは複雑な問題が増えてきているのではないかと思いました。自身は精神メインでやっていますが、専門の部分だけやっていればことが足りるわけではなくて、専門外の連携が大事だと感じました。今日も福祉部と衛生部、高齢分野の話も出てきました。それぞれの専門性を活かしながら、どう連携していくのかが大きな課題ではないかと思いました。今日のような場があることで、それぞれの専門の方とお会いできることが貴重な財産になっていますので、それをどう地域に還元できるかを考えながら、日々の業務に携わっていきたいと思います。

○青木委員

相談したいが叶うためには相談できる受け皿が必要だと思いました。また、相談できる受け皿がいくらあっても、その質が担保されている必要があるということや、いくら相談する場所があったとしてもそれが周知されないとアクセスできないので、相談を受ける側はアピールしていく必要があると思いました。そもそも、その内容は相談しないといけないものと気づいていただくことも必要です。もし、相談をしていただいたとしてもそれが決して失敗体験にならないで、また相談してみようとあきらめに繋がらないような仕組みや仕掛け作りが必要だと感じました。

ないものを作るのはお金も必要ですし、 時間もかかります。相談支援部会として2 年間の活動期間の中でできることとしては、 今ある相談の質の向上であったり、仕組み を周知することかもしれないと思いました。 〇森部会長

年間を通じた取組について確認ができま した。髙橋委員からもお話を伺いたいので すが宜しいでしょうか。

○髙橋委員

今日はたくさんのご意見をありがとうご ざました。地域課題を共有できたことは本 当に良かったと思います。私も行政だけで 解決できるとは思っておりませんので、今 後も皆さんと強く連携しながら、やってい きたいと思います。また、情報発信について は、行政としてはやっているつもりでも、本 当に必要な人に届いていない現状がまだま だあるということを痛感しました。今後も 必要な人に必要な情報を届けられるように 色々と考えながらやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願します。

○森部会長

次回以降も引き続き詰めさせていただきながら課題解決に向けて取り組んでいきたいと思います。本日は、傍聴として参加された相談支援専門員の皆さんも、ぜひ相談支援の課題に一緒に取り組んでいただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

3 事務連絡

○佐々木事務局員

本日の議事は森部会長に時間を管理していただき、時間どおりに進行し終了することができました。森部会長ありがとうございました。

次回の開催予定ですが、9月26日月曜日午後2時から、あしすと5階ホールで実施しますので引き続き積極的なご発言をお願いします。

以上を持ちまして第1回相談支援部会を 終了させていただきます。本日は疲れ様で した。